

令和 7 年度平戸市農業委員会第 4 回総会議事録

■開催日時：令和 7 年 7 月 29 日（火）午前 9 時 30 分～午前 10 時 15 分

■開催場所：平戸市役所 3 階 大会議室 ABC

■農業委員：19 人中 17 人出席 欠席委員：5 番、18 番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18 人中 17 人出席 欠席委員：10 番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 大坪事務局長、浅田事務局次長、寺田班長
金子係長、田崎主任主事

■書記の職氏名 職氏名：寺田班長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会宣言

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

報告 第 6 号 農地の違反転用について

報告 第 7 号 農地改良届書について

議案 第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 第 18 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第 19 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程 6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
局 長 事務局	■日程 1 開会宣言 ただいまから、「令和 7 年度 第 4 回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。 開会にあたり、会長がご挨拶致します。
会 長 事務局	■日程 2 会長あいさつ 皆様、おはようございます。大変暑い日が続いています。異常気象といいますか、上の方では水不足で米が枯れよるとニュース、報道等であっております。 各地区で年金の会議と結婚対策の会議が行われ、まだ終わっていないところもあるようですが、大変忙しい中、出席していただきましてありがとうございます。この会議、特に結婚対策は相手方がいるということで中々まとまりませんが、することに意義があるといいますか、するうちにまとまりや成果もでてきたりするのかなとも思ったりしますので、ぜひご協力をお願いしたなと思います。 これから早期の取り入れ時になって益々忙しくなると思いますが、まだまだ暑い日が続くと思いますので健康には十分留意をして農作業にあたっていただきたいと思いますところでございます。 本日は、報告 2 件、議案 5 件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。 本日は、議席番号 5 番、18 番の農業委員から欠席する旨の届出があっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、10 番委員から欠席する旨の報告があっております。 それでは、同規則第 6 条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。
会 長	■日程 3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程 3 の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第 2 項の規定による議事

	録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、11 番委員、16 番委員、書記に寺田事務局班長を指名いたします。 以上で日程 3 を終わります。 ■日程 4 会務報告
会 長	次に、日程 4、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の 1 ページをお願いします。 7 月の会務報告をいたします。（7 月会務報告を報告） 8 月の会務予定を申し上げます。（8 月会務予定を報告） 以上で報告を終わります。
会 長	それでは、8 月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 8 月の総会を令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）午後 1 時 30 分からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、8 月の総会を令和 7 年 8 月 29 日（金曜日）午後 1 時 30 分からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において、開催いたします。 ■日程 5 議事
会 長	次に、日程 5、議事に入ります。
	《報告第 6 号 農地の違反転用について》
会 長	報告第 6 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書の 2 ページをご覧ください。 報告第 6 号、農地の違反転用について、これについては今まで報告したことはないんですけども、一応、違反転用があったら県に連絡をするんですね。連絡をして簡易的、20 年以上の違反だったら、簡易的な違反の転用ということで何も報告なしに追認が受けられたんですけど、今回が 20 年以上経っていないということで、

	家が建っているということで 1 回農業委員会の総会に報告をしてから追認の報告を県にしてくれということになっているそうですので、説明をさせていただきます。 番号 1 番、関係者については、記載のとおりで該当農地は、田平町野田免字日ノ岳 31 番 1、地目は畑で地積が 666 平米、違反の内容なんですけど書庫と車庫と通路ということで農地の種別は第 2 種となります。理由としてここに書いてあるとおり平成 7 年 6 月ごろに住居を新築した際に山林・原野化していた農地を駐車場及び通路として利用しており、その後、平成 19 年ごろに書庫と車庫を新たに建築したということでこの 19 年がまだ 20 年を経っていないということでその分について農業委員会の総会で報告して再度県のほうに報告するようになっております。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で報告を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 6 号を終わります。
	《報告第 7 号 農地改良等届出書について》
会 長	報告第 7 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書の 3 ページ、4 ページをご覧ください。 報告第 7 号、農地改良等届出書について、今回、1 件あっております。番号 1 番、届出人については記載のとおりで、農地改良を行う土地は、大島村前平字泥水 2636 番、地目は畑で地積は 2,749 平米、改良の内容なんですけど大島地区の平川ため池の改修に伴い、堤土として農地から表土を採取して、最終的には畑を整地する形になっております。工期としては 7 月 22 日から来年の 11 月 23 日までとなっております。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で報告を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 7 号を終わります。

	《議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
会 長	次に議案第 15 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 5 ページ、6 ページをご覧ください。 議案第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、3 件あっております。番号 1 番、申請人については記載のとおりで、申請農地は、春日町字小不計 238 番ほか 8 筆で計 9 筆、地目は田と畑で、地積の合計が 5,296 平米となります。農業経営規模拡大のための所有権移転の贈与となります。番号 2 番、申請人については記載のとおりで、申請農地は、草積町字草積前 597 番 1 ほか 1 筆で計 2 筆、地目が田と畑で合計の面積が 902 平米となります。農業経営規模拡大のための所有権移転の売買となります。番号 3 番、申請人については記載のとおりで、申請農地は、草積町字草積通 1309 番 1、地目は田で、面積が 1,479 平米、農業経営規模拡大のための所有権移転の売買となります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 15 号について原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 15 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 16 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 7 ページ、8 ページをご覧ください。 議案第 16 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてということで、議案を発送するまでは議案として出すということでしたけど、前のスライドを見ていただきたいんですけど、7 月 24 日付で取り下げの申請がきております。この理由として

	は、申請の変更、4条から5条に変えるということです。説明しますと番号1番の申請人がありまして、申請農地にはここですけど、申請人が高齢なため息子さんが建てるような形になるもので、始めは本人が建てると言ってましたけど、資金の借入とか名義は息子さんにするそうで、そうした場合は4条申請じゃなく5条申請になるもので今回、7月24日に取り下げて、また、8月に4条から5条に変えて申請しますということで取り下げがっております。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	事務局からの説明がありましたとおり、7月24日付で取り下げがっております。これに対して質疑がある方は挙手して発言してください。 「質疑なし」
会 長	それでは、議案第16号について終わります。 《議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第17号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の9ページ、10ページをご覧ください。 議案第17号、農地法第5条の規定による許可申請について、今回、1件っております。 番号1番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、生月町里免字香取1641番12、地目は畑で、地積が83平米、用途としては一般住宅です。農地の種別としては生月支所に近いんで第3種となります。備考に書いていますように併用地として宅地の82.34平米を利用して、約165平米を利用して家を建てることとなります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。
13 番委員	「補足説明」
会 長	事務局からの説明、関係委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」

会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 17 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 17 号について、原案のとおり決定いたします。
会 長	《議案第 18 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 18 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 11 ページ、12 ページをご覧ください。 議案第 18 号、農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回 6 筆あっております。これについては、利用状況調査の B 判定、耕作不可能な農地ということで判断されておりますので、こちらから非農地の発出をするものです。 すみません、ここに書いておりますナンバー 5 番の枝番ですけど 1 ではなくて 3 になりますので訂正をお願いします。 （スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明）以上で説明を終わります。
会 長	事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 18 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 18 号について、原案のとおり非農地であることを決定いたします。
会 長	《議案第 19 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 19 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。

事務局	議案書は 13 ページから 17 ページとなります。16、17 ページについてご説明いたします。 議案第 19 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃貸権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃貸権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、下中野町字鳥越 141 番、現況地目は田で、地積は 3,162 平方メートルほか 1 筆、地積の合計が 6,223 平方メートル、設定する権利、農地法その他の農業に関する法令の順守状況、地域計画に関する事項については記載のとおりです。整理番号 2 番につきましてはご一読をお願いします。 続きまして項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 3 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、早福町字江川 1256 番、現況地目は田で、地積が 575 平方メートル、設定する権利、農地法その他の農業に関する法令の順守状況、地域計画に関する事項については記載のとおりです。整理番号 4 番から 7 番につきましてはご一読をお願いします。 なお、耕作する品目につきましては、整理番号 1 番と 4 番は飼料作物、そのほかは水稻となっております。 議案第 19 号の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	整理番号 3 番で、地域計画に関する事項の目標地図農地の現耕作者が検討中となっておりますが、これについて説明をお願いします。
事務局	地域計画の協議をする際に、地区の中山間集落協定の代表者などに意見を聞きながら目標地図の作成をしております。早福町には中山間の集落協定があるんですけど、その時点でまだ誰が耕作するかが決まっていなかったため、地域計画上、目標地図には位置づけてはいるんですが、まだ耕作者が決まっていないというところで検討中と入れさせてもらっています。今回、借り受けをする方が決まったということで利用権の設定をさせていただいているところです。
3 番委員	あの、今回決まった人の名前を入れるんじゃないくて、その時点で

事務局	まだ決まっていなかったから検討中になっているということですか。 そうですね、以前はどなたかが耕作をされていたということだったんですけども、目標地図を作成した時点では、現耕作者を落とし込んで作成しているものですから、その時点で誰が耕作するか決まっていないところは検討中とさせていただいて、今回の様に誰かが借り受けをして耕作者が決まれば、地図上の検討中のところに借り受けをする方の氏名が入っていくということになります。
3 番委員	はい、わかりました。
会 長	ほかに質疑はありませんか。 「質疑なし」
会 長	ほかに質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 19 号について、原案のとおり決定いたします。 ■ 日程 6 閉会
会 長	以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 7 年度平戸市農業委員会第 4 回総会を閉会いたします。 閉会時刻：10 時 15 分

	議 長 議事録署名人 議席番号 11 番委員 議席番号 16 番委員	印 印 印
--	--	--

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	5	岡 村 勝 彦
	17	前 原 正 行
	16	寺 田 俊 雄
	8	神 田 孝 夫
	4	梶 屋 可 恵
中 部	7	川 上 武 夫
	14	塚 本 憲 章
	6	松 山 矢 市
南 部	18	青 崎 日 出 男
	1	山 口 隆 徳
	9	針 尾 庄 作
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	13	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	2	川 尻 修 治
	15	大 山 荒 助
大 島	10	藤 沢 和 正
	12	松 山 浩 幸